

IEEJ NEWSLETTER

No.168

2017.9.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目 次

0. 要旨 — 今月号のポイント

<エネルギー市場・政策動向>

1. エネルギー政策見直し
2. 原子力発電を巡る動向
3. 最近の石油・LNG 市場動向
4. 温暖化政策動向
5. 水素・CCS をめぐる欧州の動向

<地域ウォッチング>

6. 米国ウォッチング：低迷する卸電力価格と容量市場見直しの動き
7. EU ウォッチング：越境二酸化炭素輸送プロジェクトへの期待
8. 中国ウォッチング：激しさ増す米中の駆け引き：中国側の見方
9. 中東ウォッチング：硬軟織り交ぜるサウジアラビアの地域外交
10. ロシアウォッチング：米ロ対立の深刻化を巡る新たな動き

0. 要旨 — 今月号のポイント

1. エネルギー政策見直し

8 月 9 日、約 1 年半ぶりに基本政策分科会の第 21 回会合が開催された。今後の議論は策定・閣議決定から 3 年が経過した現行エネルギー基本計画の評価あるいは改訂に向けたものとなる。

2. 原子力発電を巡る動向

米国新設工事中のボーグル 3 号機に蒸気発生器が取り付けられ、同機は竣工の可能性が出てきた。建設計画放棄が発表されたサマー 2/3 号機でも州知事の要請で見直しが行われている。

3. 最近の石油・LNG 市場動向

原油市場では価格上昇・下落要因が拮抗し膠着状態となっている。LNG 市場でも低油価とスポット相場軟化で低価格推移している。しかし新規プロジェクト投資回復の兆しも出てきている。

4. 温暖化政策動向

米国は国連に対して、パリ協定から脱退する旨の通知を提出した。また、気候変動に関する政府間パネルの「1.5°C 地球温暖化に関する特別報告書」第一稿の専門家レビューが始まった。

5. 水素・CCS をめぐる欧州の動向

欧州で、CCS 実現可能性が高い場所で天然ガスから CO₂ フリー水素を製造し水素発電に供給する構想の検討が始まる。わが国の取組みと共に今後の欧州の動向が注目される。

6. 米国ウォッチング：低迷する卸電力価格と容量市場見直しの動き

2016 年の卸電力ピーク価格が 3~4 円/kWh 相当まで低下し、発電投資確保が課題になっている。PJM では再エネ補助問題も踏まえた適切な価格形成が検討されており、日本も参考になろう。

7. EU ウォッチング：越境二酸化炭素輸送プロジェクトへの期待

越境二酸化炭素輸送インフラ分野のプロジェクトが、初めて「共通利益プロジェクト」候補リスト入りした。認定されれば困難を極める欧州の CCS 開発にとって前向きな進展となるだろう。

8. 中国ウォッチング：激しさ増す米中の駆け引き：中国側の見方

米中両国は、北朝鮮問題と米中貿易不均衡問題を巡って、激しい駆け引きを展開している。その行く末について、中国では、両国が最終的にはお互いに歩み寄るだろうと見ている。

9. 中東ウォッチング：硬軟織り交ぜるサウジアラビアの地域外交

サウジの対イラク政策が軟化した。2 期目ロウハーニ政権への内外風当たりは強い。クルドをめぐるイラン・トルコ協調が試される。トランプ政権初の対外戦略 (対アフガン) が発表された。

10. ロシアウォッチング：米ロ対立の深刻化を巡る新たな動き

米国の対ロ制裁強化を含め、米ロ対立が悪化している。油価の低迷する中、同制裁が欧州の対ロ経済活動に与え得る影響や燻り続けるウクライナ問題等、ロシア経済の不透明感は増している。

1. エネルギー政策見直し

8月9日、約1年半ぶりに、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の第21回会合が開催された。今後の議論は策定・閣議決定から3年が経過した現行エネルギー基本計画の評価あるいは改訂に向けたものとなる。9日の議題も「『エネルギー基本計画』の検討について」で、新任を含め15名の委員が現状分析を中心に議論を行った。なお、2050年のエネルギー政策課題については、新たに設置された経済産業大臣主催のエネルギー情勢懇談会が議論の場となる。

世耕経済産業大臣の基本政策分科会冒頭での発言、「エネルギー基本計画の骨格を変える段階ではない」、に対しては、分科会でも賛否両論があった。さらに言えば、変えるべきとする委員の間でも、その方向性については様々な意見があった。なお、経済産業省・小澤統括調整官が最後に「詳細な部分に関しては時代の潮流に応じて変えるべきだが、骨格に関しては変える必要はないと我々も考える」と述べたことから、これが事務局の方向性であると推察される。

変わらないのはそればかりではなく、委員が過去の基本政策分科会や長期エネルギー需給見通し小委員会と同じ発言を繰り返すことも少なからずあった。それは、確固たる信念の表れであり、傾聴するべきこととも言える。ただし、「LNGは価格が下がってきているので、ミドル電源としてだけでなくベース電源として使うという議論もすべきである」という意見もあったが、これは、LNGが安くなったとはいえ熱量あたりの価格は一般炭の2倍であることを考えると、経済合理性に富んだ意見とは言い難い。このように誤解を招きかねない意見等については留意が必要である。

弊所理事長の豊田委員の発言概要は以下のとおり：

- ・ 前回策定した基本計画を着実に達成しつつあると感じているが、2つ懸念を持っている。日本の再生可能エネルギーが諸外国に比べ突出して高価であることと、原子力再稼働の進捗が遅れていることである。
- ・ 再エネコストに関しては、FIT法の見直しなどの努力もなされているが、今のFITの国民負担分は認定取消前58兆円、取消後も45兆円程度。これを打ち消すことは難しいが、これ以上料金が上がらない工夫が求められる。
- ・ 原子力の再稼働進捗の遅れに関しては、国民の信頼回復、福島復興が基本であるが、国民との対話において何がリスクであるか議論する必要がある。米国では議会がイニシアチブをとり規制の効率化がなされた歴史があり、今後、日本の国会の働きが期待される。
- ・ 原子力の新設が長い間行われなければノウハウの喪失が起これ、他方、中国、ロシアでは着々と新設されている。アジアに中国やロシアの原子力が導入される可能性がある。その点で核拡散を懸念すべきであり、低コストかつ安全性の高い原子力の技術を確保しておく必要がある。

(計量分析ユニット エネルギー・経済分析グループ研究主幹 マネージャー 柳澤 明)

2. 原子力発電を巡る動向

資源エネルギー庁は 7 月 28 日、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する地域ごとの科学的な適性を全国地図で色分けした「科学的特性マップ」を公表した。地層処分への道筋をつけることは原子力を利用してきた現世代の責任である。本件が原子力利用により付帯的に発生する、廃棄物処理等の諸課題に関する前向きな議論の契機となることを期待したい。

現実の“原子力利用”には依然として顕著な進捗が見られない。原子炉設置変更許可を取得したプラントは運転期間延長認可を得た 3 基も含め 12 基に留まっている。この 12 基は全て加圧水型軽水炉 (PWR) であり、沸騰水型軽水炉 (BWR) で認可を取得したプラントはまだ無い。BWR の審査が PWR ほど進捗していないのは、BWR 各プラントの適合性審査申請時期が PWR 各プラントに比べて若干遅く、その後 PWR プラントの優先審査のため審査が「後回し」となってきたことが主要因である。適合性審査の本来の趣旨に立ち返り、審査事項を基本要件に絞りつつ適切に審査を進める姿勢を原子力規制委員会には重ねて求めたい。

一方、ウェスティングハウスの経営破たんに伴い、進捗が危惧されていた米国の原子力発電新設プロジェクトに新たな動きがあった。8 月 16 日、ジョージア・パワー社は建設中のボーグル 3 号機に蒸気発生器 1 基を取り付けたことを発表した。同社はボーグル 3/4 号機完成までのコストとスケジュール、そして計画放棄した場合の経費を包括的に再評価中である。同社の親会社であるサザン社は 8 月 2 日、「8 月中に方針を決めて州の公益事業委員会に提案を行う」と述べている。厳しい経営状況には変わりがないとはいえ、重要機器である蒸気発生器が取り付けられたことで 3 号機は竣工する見通しが出てきた。

もう一つのウェスティングハウスの建設中プラントであるサマー 2/3 号機に関しては、先月末、所有者であるスキナ社がサウスカロライナ州公益事業委員会に計画放棄要請を出していたところ、8 月 15 日、同社はその放棄要請をいったん取り下げると発表した。同プロジェクトに 45% 出資している州営電力のサンティアー・クーパー社の強い要請により計画放棄を申請したものの、その後マクマスター州知事が雇用確保等の観点から 1 基だけでも完成させるオプションを強力に支持したことから、計画を改めて詳細に検討していくこととなった。州知事はサンティアー・クーパー社に代わる出資者を呼び掛けるなど精力的に同プロジェクト推進に向けた行動をしている。普通の事業者が高リスクと見て撤退するプロジェクトに、雇用機会を重視する地域の意思がどれだけ通用するのか、本件は興味深いケースである。議論の進展を注視したい。

(戦略研究ユニット 原子力グループマネージャー 村上 朋子)

3. 最近の石油・LNG 市場動向

原油価格が膠着状態となっている。5 月末の OPEC 総会結果に対する失望売り（詳細は本ニューズレター6 月号を参照）を契機とした価格下落トレンドは、6 月下旬に一旦底を打ち、それ以降価格は緩やかに上昇してきた。しかし、8 月に入ってブレント価格は 50～53 ドル/バレルのレンジで推移しており、53 ドル/バレルが当面の天井となっている。

市場で注目されているのは、相変わらず米国需給及び OPEC・非 OPEC 減産程度である。米国では、ドライビングシーズン中のガソリン需要は前年比 1%減と力強さは見られないが、軽油等他製品の需要が比較的堅調である。8 月時点での米国原油生産量は 940～950 万バレル/日となっており、原油価格の伸び悩みを背景に 5 月以降は増産ペースが鈍化した。その結果、石油在庫減少ペースが加速している。8 月下旬時点での商業在庫量は 13.0 億バレルであり、過去 5 年平均値である 11.7 億バレルよりはまだ大幅に多い。しかし、米エネルギー情報局の週次統計によると、7 月以降はほとんどの週で数 100 万バレル規模の在庫量減少が起こっている。仮にこのペースでの減少が進めば、OPEC・非 OPEC 協調減産期限である 2018 年 3 月には過去 5 年平均にまで在庫水準が下がることになる。

一方、OPEC の原油生産量が協調減産開始後最大となる等、価格上昇には「重し」となる動きも散見される。減産が免除されているナイジェリア及びリビアが増産している上、イラクの生産量も高水準で推移しており、7 月の減産順守率は 1 月以来最低となる 75%にまで下がった。ナイジェリア及びリビアの増産には一定の制限がかけられつつあるものの、それでも年末までの増産規模は 40～50 万バレル/日に達する可能性がある。減産参加国は、11 月 30 日に 2018 年 3 月以降の減産延長について協議するとされている。減産延長は価格下支えを通じて米国シェールオイル増産のインセンティブとなるが、減産打ち切りは少なくとも短期的には価格暴落を招く可能性が高い。概して産油国財政は価格暴落を許容する余地が少ないことから、何らかの減産延長措置が取られる可能性が高いのではなかろうか。

LNG 価格は低位安定している。7 月時点で日本の LNG 輸入平均価格は 8.4 ドル/MMBtu、同月の日本着スポット推定価格は 5.6 ドル/MMBtu である。原油価格のボラティリティの低さが原油連動を通じて安定に寄与していることに加え、相次ぐ新規液化プラント運開によって供給過剰状況が継続していることが大きい。スポット価格が輸入平均価格より 3 割も低いことが、供給過剰の程度を端的に示していると言えよう。現在の市況は LNG プロジェクト開発には逆風であるが、一部では新規プロジェクト投資が回復する兆しも見えてきている。6 月にモザンビーク Coral South LNG の最終投資決定がされ、7 月にはカタールの既存プラント増強による LNG 生産能力拡大が発表された。需要国側も新規需要開発等で、新規 LNG プロジェクト投資促進に寄与することが、中長期的視点に立った市場安定化のために重要である。

(化石エネルギー・電力ユニット 石油グループマネージャー 森川 哲男)

4. 温暖化政策動向

8月4日、米国は国連に対して、パリ協定上脱退することができるようになり次第、パリ協定から脱退する旨の通知を提出した。ただし、国務省の報道向けノートでは、米国は、国益を守りつつ、政権にとって将来の政策オプションを失うことが無いよう、国際気候変動交渉及び会合に参加し続けるとしている。最短で米国がパリ協定を脱退できるのは2020年11月4日で、次の大統領選挙の翌日に当たる。

国際気候変動交渉では、2020年にかけて、パリ協定実施のための詳細規則の策定、各国の目標設定についての目標改善プロセス、2020年までの目標達成の事後レビュー等が行われる予定である。パリ協定実施のための詳細規則策定作業については、2018年末までに終わることが予定されている。また、各国の目標設定についての目標改善プロセスに関しては、パリ協定の長期削減目標に向けた進捗に関連付けて締約国全体としての努力を評価する「促進的対話」が2018年末に行われ、それを受けて各国は2020年初めに2030年目標を改めて通知する。2023年には、パリ協定の目的や長期目標の達成に向けた全体としての進捗を評価する「グローバルストックテイク」が行われ、その結果を受けて各国は2025年に2035年目標を通知し、以降これが5年ごとに繰り返される。さらに、目標達成の事後レビューについては、各国の排出削減目標達成に向けた進捗及び削減行動に関する情報の評価・分析が隔年で行われる。

米国がパリ協定からの脱退の意思を示したことにより、パリ協定実施のための詳細規則策定作業においては、先進国と途上国の義務の差異化を図ろうとする途上国側の動きを抑える力が弱くなることが考えられる。また、2018年の「促進的対話」において、途上国が、先進国の目標の深堀りを求めてくる可能性もある。しかし、米国にとって国際気候変動会合での最大の優先事項は、パリ協定を実施するためのガイダンスにおいて先進国と途上国とで別個の基準を設けようとする動きをくいとめることであるとの米国政府関係者の発言があったことが報じられている。米国が、国益を守り将来の政策オプションを残すため、実質的に議論に一定の参加をするならば、当面は米国離脱の国際気候変動交渉への影響は小規模にとどまるとも考えられる。

一方、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「1.5°C地球温暖化に関する特別報告書」第一稿の専門家レビューが7月31日から、9月24日までの予定で始まった。2015年にパリで開かれた第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で、同会議はIPCCに対して、1.5°C地球温暖化の影響及び温室効果ガス排出経路に関する特別報告書を2018年に提供するよう求めていた。今後、数回のレビューを経て、2018年9月のIPCC総会で同特別報告書の承認・受諾が予定されている。このIPCC1.5°C特別報告書は2018年末のCOP24前に提示されるが、この報告書が国際気候変動交渉に今後どのように影響を与えていくか注視する必要がある。

(地球環境ユニット 地球温暖化政策グループマネージャー 田上 貴彦)

5. 水素・CCS をめぐる欧州の動向

我が国では、7月27日に、次世代水素エネルギーチェーン技術研究組合 (AHEAD : Advanced Hydrogen Energy Chain Association for Technology Development) が設立された。メチルシクロヘキサンによって水素を輸送・貯蔵する国際水素サプライチェーンの実証を我が国とブルネイの間で2020年に行う。昨年設立された“技術研究組合 CO₂フリー水素サプライチェーン推進機構 (HySTRA : CO₂-free Hydrogen Energy Supply-Chain Technology Research Association) が目指す2020年の液化水素による海上輸送の技術実証と足並みが揃うことになった。数年前にNEDO実証によって検討が始まったCO₂フリー水素サプライチェーン構築の実現に向けてまた一歩前進する動きが現れたことになる。両者とも、主に電源の低炭素化に大きく寄与しう水素発電へのCO₂フリー水素の大量供給を見据える。

このようにCO₂フリー水素サプライチェーン構築においては、我が国が世界をリードしているが、欧州でも同様の試みが始まる可能性が浮上してきた。

7月に、Statoil、Vattenfall、Gasunieの3社が既存天然ガス火力発電の水素発電への転換を検討するMOUを結んだ。該当する天然ガス火力発電は、オランダのエームスハーヘンにあるVattenfall所有の440MW×3ユニットのコンバインドサイクルである。供給される水素は天然ガス改質によって製造され、その過程で排出されるCO₂はCCSによって回収・貯留される。MOUには、水素輸送・貯蔵に必要となるインフラ、大規模水素サプライチェーン、ビジネスモデルの検討も含まれている。実施されるFSの詳細内容は不明であるが、ノルウェー産の天然ガス、ノルウェー沖でのCCSを想定した検討と思われる。ノルウェーにはCCSの適地が多く、将来的に、自国の天然ガスを利用したCO₂フリー水素の大規模供給を目指す可能性も窺わせる。

もっとも、ガス火力発電や石炭火力発電の近傍に技術的・経済的に成立するCCS適地があれば、敢えて水素発電への転換は必要なくなる。しかし、欧州においてもCCS適地が偏在するとともに経済性も様々であり、CCSの計画が難航している事例もある。ロッテルダムにおけるCCS実証プロジェクトROAD (Rotterdam Afvang en Opslag Demonstratieproject) である。ロッテルダム港湾区域にあるUniperの石炭火力発電から年間110万トンのCO₂を回収し、20km沖合の枯渇ガス田に貯留する予定であった。しかし、6月に実施主体であるEngieとUniperが撤退することになり、プロジェクト中止の可能性が出てきた。プロジェクト費用が膨大になったためとの見方が強い。このような場合は、石炭火力発電から水素発電への転換もオプションとなり得る。

このように欧州においても、CCS適地を近傍に有しない、又は適地が近傍にあっても経済性が成立しない場所における化石燃料火力発電を水素発電に転換し、ノルウェー等の資源国かつCCS潜在性の高い国で製造したCO₂フリー水素を供給する動きが進むかもしれない。我が国に加えて、今後の欧州の動向が注目される。

(新エネルギー・国際協力支援ユニット 新エネルギーグループマネージャー 柴田 善朗)

6. 米国ウォッチング：低迷する卸電力価格と容量市場見直しの動き

米国では 2016 年の石油火力発電量は発電構成のうちわずかに 0.6%に低下し、卸電力価格の形成にほとんど影響がなくなった。その一方でピーク用電源としての役割も担うガス発電について、ガス価格が低水準となり、その結果 2016 年ピーク電力取引でも PJM 3.5 セント (/kWh、以下同じ)、ニューヨーク 3.5 セント、カリフォルニア 3.2 セント、テキサス 2.6 セントと、日本円では 3~4 円/kWh に当たる低水準である。

このような卸電力価格の低迷は 2012 年頃より継続しており、2016 年も石炭火力発電が 1,000 万 kW 程度も閉鎖した。その一方で我が国でも設立を検討している容量市場の取引価格も、前年に比べ 3 割~5 割程度も価格が下落している。

こうした卸電力価格低迷の背景には、連邦エネルギー規制委員会の市場監視レポートによると、電力需要の低迷とネットメータリング（自家用再生可能エネルギー発電の余剰買取制度）等を通じた再生可能エネルギー発電の導入拡大で系統電力販売が低迷している影響も大きいとされている。ネットメータリングの買取容量は 2012 年~2016 年の間に 1,000 万 kW 程度も増加している（買取電力量は 6.8 億 kWh 増加）。

卸電力価格及び容量市場価格の低迷は、今後の発電投資の持続性に影響を与えかねないことから、卸電力市場設計で米国をリードする PJM では、卸電力取引及び容量市場取引の見直しの検討を進めている。

2017 年 6 月に公表された容量市場見直しへの提案では、再生可能エネルギー発電の導入が RPS 等の補助金を通じて促進されていることを踏まえ、「落札容量」は補助金を考慮せずに決定するが「価格形成」は補助金を上乗せする方式が提案されている。同時期に公表されたエネルギー市場全体への提案では再生可能エネルギー発電導入拡大を踏まえ、調整能力のある電源にとって負荷追従で失われる発電機会を機会費用として補償すること、補助金を得て建設された再生可能エネルギー発電を引き受けるため卸電力市場価格がマイナスになることがあることから、連邦エネルギー規制委員会がマイナスの価格入札問題への対応・解決に向けた検討をするよう求めている。

これらの提案は必ずしも再生可能エネルギー発電を「敵視する」ものではなく、従来と異なった枠組みで導入された供給力を、既存供給力とどのように整合させて適切な価格形成を実現させるための試みと言える。

我が国でも FIT 電気の取引所販売が今年度から開始され、卸電力スポット価格形成に直接影響を及ぼすようになると共に、容量市場創設に向けた検討が進められている。上記のような米国での取組みも参考にしつつ、わが国でも適切な価格形成のあり方の検討が必要であろう。

(化石エネルギー・電力ユニット 電力・スマートコミュニティーサブユニット
電力グループマネージャー 小笠原 潤一)

7. EU ウォッチング : 越境二酸化炭素輸送プロジェクトへの期待

2017 年 3 月から 8 月にかけて、欧州委員会は、共通利益プロジェクト (Projects of Common Interest: PCIs) 候補として挙げられている越境二酸化炭素輸送インフラ分野のプロジェクト 4 件に関するコンサルテーションを実施した。越境二酸化炭素輸送インフラ分野のプロジェクトとは、発電や工業プロセスで回収された二酸化炭素を、CCS 適地である貯蔵サイトまで輸送するインフラ建設を指す。欧州委員会の汎欧州エネルギーネットワーク戦略において、二酸化炭素輸送ネットワークは優先的分野とされているが、越境二酸化炭素輸送インフラ分野のプロジェクトが PCIs 候補リスト入りしたのは、初めてのことである。なお、二酸化炭素輸送プロジェクトが PCIs として認定されるには以下の 3 点に貢献しなければならないとされる: ①エネルギーの安定供給を維持しつつ二酸化炭素排出を回避、②二酸化炭素輸送の技術的失敗や天災・人災からの回復力とセキュリティ強化、③資源の効率的な利用。

越境二酸化炭素輸送インフラ分野のプロジェクトとして挙げられた 4 件は、どれもオランダや英国といった北海周辺国にまたがるプロジェクトとなっている。そのうちのひとつとして、英国企業が主導する CO₂ Sapling プロジェクト (二酸化炭素の船舶輸送・パイプラインインフラ・北海再利用の頭文字をとったもの) が挙げられる。同プロジェクトは、既存の Acorn CCS プロジェクトを拡張するものであり、2022 年に第 1 フェーズが操業開始され、2030 年までに後続のフェーズが開始されると見込まれている。なお、Acorn CCS プロジェクトは、スコットランドの St Fergus ガス精製工場における既設 CO₂ 回収プラントを再利用し、廃棄待ちの北海向け海底パイプラインを CO₂ 輸送に用い、北海に CO₂ を貯留するものである。2017 年 5 月、Acorn CCS プロジェクトは、CCS 技術加速化プログラムの中で EU の研究・技術開発資金助成計画である Horizon2020 (EU による研究助成枠組みであり、期間は 2014~2020 年、規模は総額 800 億ユーロ) の助成を受けることが決定しており、仮に関連プロジェクトが PCIs に認定されるとなれば、困難を極める欧州の CCS 開発にとって前向きな進展となると言えよう。

PCIs として認定されると、許可取得の迅速化、環境影響評価プロセスの合理化による行政コストの低減、コンサルテーションを通じた公衆参加の増加や投資家への透明性向上が期待される。また、総額 53.5 億ユーロの資金的支援 (Connecting Europe Facility: CEF、金額は 2014~2020 年の期間における支援総額) へのアクセスも可能となることが大きな魅力の一つである。

欧州における CCS 開発実用化へ向けた道のりは厳しく、2016 年 7 月に公表された「EU Reference Scenario 2016」において、CCS への期待が下方修正されたのは記憶に新しい。現在の炭素価格では CCS への投資に経済的合理性を見出すことは難しいとされているものの、EU の 2050 年や 2060 年といった長期的な視点に立った研究開発活動には引き続き着目する必要がある。

(戦略研究ユニット 原子力グループ 研究員 下郡 けい)

8. 中国ウォッチング：激しさ増す米中の駆け引き：中国側の見方

米中両国は、北朝鮮問題と米中貿易不均衡問題を巡って、激しい駆け引きを展開している。

まず、北朝鮮の核・ミサイル開発問題について、中国は一貫して国連の対北朝鮮制裁の完全履行、朝鮮半島の平和安定と対話・協議による平和解決を主張している。新たな取組みとして、中国商務省は北朝鮮産石炭に加え、鉄鉱石、鉛と鉛鉱、海産物の輸入を 8 月 15 日から禁止した。同月 5 日に採択された国連制裁決議に基づく国内措置である。中国外務省は北朝鮮に核・ミサイル開発の暫定的停止を、米韓に軍事演習の暫定的停止を同時に求める「双暫停」の呼掛けを強めている。この状況下、北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長が 8 月 14 日に米領グアム周辺へのミサイル発射計画を一時保留すると表明した。しかし、その一週間後に米韓は合同軍事演習を韓国で開始した。恒例の演習とは言え、中国外務省は「進展中の緊張緩和や対話促成努力にとって不利」と批判した。同時に、朝鮮半島問題の直接当事者に「火に油を注ぐ行動を取らないよう」と諫め、現状での最も公平・合理かつ実現可能な案として「双暫停」を真剣に検討・受け入れることを改めて求めた。北朝鮮問題はあくまでも米朝間の問題であり、中国は当事者ではなく、問題解決の協力者に過ぎないとの立場（本誌 2017 年 8 月号を参照）を強く滲ませる対応と言えよう。

もう 1 つ、トランプ大統領が最も重視している米中貿易不均衡問題については、改善に向けた「100 日計画」が実行され、7 月の閣僚級「包括経済対話」初会合では協調継続による問題解決が合意された。ところが、米通商代表部 (USTR) は 8 月 18 日、中国が米企業の知的財産権を侵害している疑いがあるとみて、貿易制裁を視野に米通商法 301 条に基づく調査を開始した。トランプ大統領の 4 日前の決定を踏まえたものである。これに対し、中国商務省が 21 日に「強烈な不満」を示す報道官談話を発表した。その談話では、米国による、世界貿易機関 (WTO) の規則を無視した、国内法による対中貿易調査の発動は無責任で、中国に対する指摘も客観的ではないと述べ、米国側が外部に発出するシグナルは誤っており、米国の産業界をも含む国際社会から断固たる反対に必ず遭うだろうと強く批判した。さらに、「中国側は調査の進展を注視し、あらゆる適切な措置を取り、合法的な権益を断固として守り抜く」との決意も表明されている。

国営新華社通信等は、政府が手の内を明かさない「対抗措置」について、WTO への提訴、米国輸出の対中依存度の高い大豆 (2017 年上半期は 56%)、飛行機 (26%)、自動車 (16%)、集積回路 (15%) 等に対する輸入制限の実施等を、「専門家の見方」として紹介している¹。同時に、米中は対等関係にある大国同士として、外交面での激しい駆け引きは避けられないことも、対立は双方に損害しかもたらさないことも理解していると指摘した上で、両国は激しい駆け引きを経て、最終的にはお互いに歩み寄るだろう、と論じている。これらが中国における代表的な見方といえるだろう。

(客員研究員、長岡技術科学大学大学院教授 李志東)

¹ 例えば、http://news.xinhuanet.com/world/2017-08/20/c_1121512818.htm、http://us.xinhuanet.com/2017-08/18/c_129683725.htm 等を参照。

9. 中東ウォッチング：硬軟織り交ぜるサウジアラビアの地域外交

サウジアラビアのサ우드王家内の対立が物議を醸している。更迭されたムハンマド・ビン・ナーエフ前皇太子の宮殿軟禁説、出国禁止説、薬物依存症説などが流れているが、真相は闇に包まれている。その傍らでサルマーン国王体制は、疎遠な関係が続いてきたイラクとの関係修復に向けた外交を展開している。6月のアバーディ首相、7月のアラジ内相に続き、強硬な反米主義を掲げるシーア派宗教指導者ムクタダ・サドル師がリヤドを訪問し、ムハンマド皇太子と会談した。シーア派国家イラクとの関係が近いイラクのシーア派政権に対して、サウジはこれまで懐疑的だったが、イラクをけん制するために、今回は対イラク政策で方針転換を図った可能性が高い。

一方、カタールに対する孤立政策を進めるサウジや UAE などの方針には変更は見えない。反攻をしかけるカタールは、2016年1月に召還した大使をイランに復帰させ、同国との関係正常化に踏み出した。これは2016年1月のサウジの対イラン断交後に採られたGCC内の「横並び対応」からの離反を意味し、サウジの対カタール強硬姿勢がここでは逆効果となった感がある。

政権2期目の就任宣誓を行なったイランのロウハーニ大統領は、国会が18の閣僚ポストのうち、外相や石油相などを含む16名に信任を与えたことで無難な滑り出しを見せた。だが、米国トランプ政権の対イラン強硬姿勢、そして国内の保守強硬派からの突き上げなど、政権運営は厳しい状況にある。大統領批判を強めるハーメネイ最高指導者は、最高指導者の諮問機関でもある体制利益判別評議会の議長職に、自身に近いシャーフルーディ元司法長官を任命した。政権への明らかなけん制である。

イラク国内の対「イスラーム国 (ISIS/ISIL)」掃討作戦は北西部のタルアーフアルが焦点である。一方、シリア国内で米軍の支援を受ける「シリア民主軍 (SDF)」がISIS/ISILの重要拠点ラッカの市街地に迫る。この機に乗じてイラクからの独立の是非を問う住民投票を画策するクルド自治政府のバールザーニ大統領に対して、同様にクルド住民を国内に抱えるイラン、トルコ、シリアが懸念を深めている。イランとトルコの軍参謀長同士による異例の会談がトルコの首都アンカラで行われ、ここでは共通の課題であるシリア及びイラクのクルド勢力への対処が協議された模様である。

トランプ大統領は、アフガニスタンを含む南・中央アジア戦略を発表し、「テロリスト殺害」のために限定的な米軍の増派を行い、英国などにも同調を呼びかけた。だが、テロ支援で名指しされたパキスタンの反発も大きく、中長期的な展望を持たないこの戦略では本質的な解決は期待できない。一方、米中央軍司令官がサウジアラビア南部の対イエメン国境を初めて現地視察しており、イエメン内戦への米軍の関与拡大の兆候を想起させる。そのイエメン内戦で連合してきた反体制武装勢力ハウシー派とサーレフ元大統領に反目が生じており、重大な人道危機をもたらした内戦は新たな局面を迎えた。さらに、トランプ政権は、人権状況への懸念を理由に、エジプトに対する約3億ドルの軍事援助の削減・差止めを発表して観測筋を驚かせた。

(中東研究センター長・常務理事 田中 浩一郎)

10. ロシアウォッチング : 米ロ対立の深刻化を巡る新たな動き

8月2日、米国で対ロシア制裁強化法が成立し、大統領は議会承認なしに制裁解除できなくなった。これに対し、露メドベージェフ首相は「全面的な通商戦争」との認識を表明し、対抗措置としてロシア駐在の米外交官ら 755 人の国外退去を要請した。他方、米国は在モスクワ大使館以外でのビザ発給業務を停止した。

今回の制裁では、米企業によるロシア企業への投資制限のほか、ロシアの権益比率 33%以上のエネルギー探鉱プロジェクトへの米企業参加の禁止、ロシアの探鉱活動投資・支援を行う外国企業の制裁対象への追加、さらにロシアのガス輸出パイプライン建設に参与している企業の制裁対象指定も可能になる。その結果、7月下旬、米国大手掘削サービス企業 Schlumberger がロシアの掘削企業 EDC 株式 51%の買収計画を発表済みだが、新たな対ロ制裁措置の対象となり得る。

米国による対ロ追加制裁は、EU にも影響が及ぶ可能性がある。制裁対象の一つであるガス輸出パイプラインには、独 Wintershall など欧州企業が融資している Nord Stream 2 も含まれるため、ドイツ等からロシアからのガス安定確保の観点から、EU 域内のエネルギー安全保障に影響が及ぶ可能性を懸念する声も出ている。他方、欧州ガス市場では対ロ依存度低減を進める動きも活発化している。6月のポーランドに次ぎ、8月にはリトアニアが同国初の米国産 LNG を受け入れる等、ガス調達源の多様化に米国が寄与する動きも見られ始めている。

ウクライナを巡る米ロ対立も混迷を深めている。米国と北朝鮮の関係が緊張度を増す中、8月14日、米 NY Times 紙は、北朝鮮が発射した大陸間弾道ミサイルにウクライナ製エンジンが搭載された可能性を報じた。ウクライナ政府が関与を否定する一方で、ロシアによる情報戦の可能性も指摘されている。そのウクライナでは、主要産炭地である東部地域が親ロシア派武装勢力の支配下にあり、石炭供給途絶が深刻化するとともに、同国石炭輸入量の約 7 割を占めるロシアへの依存度低減が喫緊の課題となっている。これを受け、8月下旬に米国産一般炭がウクライナに初出荷された。本年 12 月までに合計 70 万トンが出荷され、ウクライナの年間一般炭輸入量の約 14% が米国産で代替される見込みだ。

8月11日、ロシア連邦国家統計局は、2017 年第 2 四半期の GDP が前年同期比 2.5% 増 (速報値) となったことを発表した。原油価格が幾分持ち直したことが鉱工業生産に好影響を与えたことや、インフレ率低下に伴う個人消費の回復を背景として、3 四半期連続のプラス成長となった。しかし、総じて油価の低迷は続いており、しばらく大幅な上昇を期待しにくい中、対ロ制裁の強化を含む米ロ関係の悪化がロシア経済に及ぼす影響 (同国への外国投資活動全般を含む) について、引き続き注視していく必要がある。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第 2 グループ 主任研究員 栗田 抄苗)